

事業計画書

令和8年4月1日

新潟市長 中原 八一 様

団体名 東山の下地区コミュニティ協議会
所在地 新潟市東区松和町15番8号
代表者 会長 高見 幸夫

1 基本方針

- ① 地域の高齢者の健康を保持し、その福祉の増進を図る。
- ② 新潟市老人憩の家の利用者が、平等利用ができるよう努める。
- ③ 新潟市老人憩の家を事業計画に沿って適正に管理を行ない、地域との交流を図る。

2 職員（管理人）の配置及び勤務時間割表

- ① 配置人員 3人
- ② 勤務時間（形態）
勤務1：午前8時30分～午後4時00分まで（うち休憩50分）
勤務2：午後1時00分～午後5時00分まで（うち休憩40分）
※ 勤務1を2日勤務後、勤務2を2日勤務し、その後に2日休暇

3 日常業務

- ① 「憩の家」施設の維持管理
 - ・ 開錠、施錠（夜間は機械警備）
 - ・ 施設設備補修や備品修繕の必要がある場合、所管する東区健康福祉課へ連絡をする。
- ② 利用の許可及び利用状況の把握
＜利用の許可業務＞
 - ・ 来所者の「老人福祉センター及び老人憩の家利用証」を確認し、男女別利用人数を記録する。
 - ・ 利用日誌の作成
 - ・ 利用者のトラブルに関して、公平な立場で対応する。
 - ・ 個人情報の保護を徹底する。
- ③ 浴室等の給湯、ボイラー運転（資格不要）
- ④ 浴槽水の水質管理（残留塩素濃度の管理・記録）
- ⑤ 室内及び敷地内の整理整頓、清掃、安全点検

- ⑥ 浴室等の清掃（毎日完全換水。ろ過機等の洗浄や消毒）
- ⑦ 公衆浴場自主点検表、日々の利用内容を整理する。

4 月間業務

- ① 1ヶ月の日誌を作成し、東区健康福祉課へ報告する。
- ② 3ヶ月に1度、予算執行状況を報告する。
- ③ 屋内外の安全点検をする。

5 年間業務

会計年度終了後、2ヶ月以内に決算報告書を東区健康福祉課へ提出し、残額が生じた場合は、新潟市に返納する。

6 管理運営委員会を年1回開催し、より良い管理運営を目指す。

問題が生じた場合は、適宜開催し早期解決を目指す。

7 休所日、利用時間の変更に関する業務

休所日、利用時間を変更する必要がある場合は、速やかに市長に報告し了承を得る。

8 入浴時間及び洗髪の可否について

新潟市老人憩の家「じゅんさい池」の入浴時間及び洗髪について

a) 入浴時間 午前11時00分～午後3時00分

※ただし、日曜日1週おきの浴槽配管洗浄日については
午前10時00分～午後0時00分

b) 洗髪の可否 可

9 開館時間及び休所日設定

① 開館時間 午前9時00分～午後4時30分

② 休所日

a) 毎週月曜日

b) 祝日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日も）

c) 1月 2日～ 3日

d) 8月13日～15日

e) 12月29日～31日

10 個人情報の保護

① 個人情報が記載されている書類を適切に管理し、個人情報の漏洩防止の徹底を図る。

- ② 役員及び職員は業務上知り得た情報について、守秘義務を遵守するよう徹底し退職後も同様とする。

1 1 緊急時対策

- ・ 年2回避難訓練を実施するとともに、日頃から利用者の安全に心掛ける。
- ・ また、利用者の体調に急変その他緊急事態が生じた際は、すみやかに119番通報をするなど適切に対処し、利用者の家族に連絡する。

1 2 要望・苦情対応

- ① 利用者等から苦情が出た場合、軽微な事項については、職員（管理人）が即対応し、すぐには対応できないような場合には後ほど回答するなど、丁寧な対応に努める。
- ② また、利用者等から要望や苦情を受けた場合は、すみやかに管理運営委員会を開き、話し合いのうえ迅速な解決に努める。
- ③ 管理運営委員会の話し合いでは判断しかねる事項については、東区健康福祉課及び関係機関等へ即時に連絡し、判断を仰いだうえで解決に努める。